

第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務  
プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、第5期栗東市地域福祉計画策定事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、栗東市が委託する業務（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者の選定に関して、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務

(2) 業務内容

「第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という）」の通り。

(3) 履行期間

①「仕様書」第4条第1号に掲げる業務について

契約日 から 令和9年3月25日 まで

②「仕様書」第4条第2～4号に掲げる業務について

契約日 から 令和10年3月24日 まで

3 予算額（見積限度額）

本業務に係る見積額の上限は、4,800千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約の予定金額を示すものではなく、本業務に係る提案内容の規模を示すためのものである。また、提案見積金額はこの限度額を超えてはならないものとし、限度額を超えた場合は失格とする。

4 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合評価点が最も高い者を優先交渉者として決定する。

なお、提案事業者が4者以上の場合、書類審査を一次審査として実施し、選定された上位3者において、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

5 契約

(1) 契約方法

本業務に係る契約行為は、優先交渉者の決定後、仕様及び契約方法等を協議の上、随意契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、仕様等協

議時に企画提案に追加等があり、金額の増加が妥当かつ審査結果に影響しない場合は、この限りではない。なお、この場合においても、「3 予算額（見積上限額）」に記載の金額を超過してはならない。

## 6 日程

項目	スケジュール	備考
公示 実施要領等の公表	令和8年6月23日（火）	市ホームページに掲載
質問書提出期限	令和8年6月30日（火）	電子メールにて受付
質問書回答	令和8年7月3日（金）	市ホームページに掲載
参加意思表明書等提出期限	令和8年7月8日（水）	持参又は郵送にて受付
参加資格審査結果通知	令和8年7月13日（月）	郵送及び電子メールにて通知
企画提案書等提出期限	令和8年7月22日（水）	持参又は郵送にて受付
一次審査結果通知 （実施する場合）	令和8年7月29日（水）	郵送及び電子メールにて通知
プレゼンテーション審査実施	令和8年8月5日（水）	郵送及び電子メールにて詳細を通知
選定結果通知	令和8年8月中旬	郵送にて通知 市ホームページに掲載
契約締結	令和8年8月中旬～下旬	

※特に指定の無い限り、各種書類等の提出期限は16時45分までとする。

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

## 7 参加資格

### (1) 資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の資格要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- ③ 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年2月1日告示第4号）第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ④ 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれの場合のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または

その支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という)であると認められること。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ⑤ 令和3年4月1日以降において、国又は地方公共団体における、同種業務(「2 業務概要 (2) 業務内容」に掲げる業務)の受託実績があること。ただし、元請業務に限るものとし、本プロポーザル公示日時点で構築業務の履行完了前の業務は対象外とする。

## (2) 参加資格の喪失

契約締結までに資格要件を欠く事態に至った場合は、その参加資格を失うものとする。

## 8 質疑・回答

### (1) 提出方法

質問書(様式第1号)により、電子メールで提出すること。提出の際、電子メールのタイトルは「【質問書提出】第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務について」とし、電子メール送信後に必ず電話による受信確認を行うこと。なお、電話又は口頭による質問は一切受け付けないので、留意すること。

### (2) 提出期限

令和8年6月30日(火) 16時45分

### (3) 提出先

栗東市健康福祉部社会福祉課

TEL : 077-551-0118

メールアドレス : shakai@city.ritto.lg.jp

### (4) 回答方法

令和8年7月3日(金)に、市ホームページに質問者名を伏せて回答を掲載する。ただし、質問内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。

## 9 参加申込・資格審査

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則(昭和46年規則第18号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加意思表明書（様式第2号）
- イ 事業者概要書（様式第3号）
- ウ 業務実績書（様式第4号）
- エ 次に掲げる書類（ただし栗東市における競争入札参加資格を有する者の場合は、これを省略することができる。）

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書
- ② 個人にあつては、身元証明書及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書

(2) 提出期限

令和8年7月8日（水）16時45分

(3) 提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 1階  
栗東市健康福祉部社会福祉課

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 参加資格審査

提出された参加意思表明書類を基に、参加意思表明者が資格要件を満たしているかについて審査を実施する。

審査結果については、令和8年7月13日（月）を目途に、参加申込を行った全ての事業者へ文書（郵送及び電子メール）にて通知する。なお、資格要件を満たさないと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

## 1.0 企画提案書等の作成方法及び提出方法

(1) 提出書類

次の書類について、7部ずつ提出すること。うち1部を正本として扱い、参加意思表明書に押印したものと同一印を押印すること。また、各種書類の内容を電子データとして格納したCD-Rを1部提出すること。ファイル形式はPDFファイルとし、書類ごとに別ファイルとして格納すること。

- ア 提案書（様式5）
- イ 企画書（任意様式）
- エ 業務体制書（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）
- オ 参考書類（任意様式）

(2) 各提出書類の作成方法

- ① 提案書は、必要事項をもれなく記入し、代表者または契約代理人名義で記名すること。
- ② 企画書は、次の事項に留意し作成すること。

- ア A4判、両面印刷、左綴じで作成し、表紙及び目次を除き40ページ（用紙20枚）以内とすること。図表の記載等、必要に応じA3判を使用することを妨げないが、1ページにつきA4判2ページ相当として取扱う。
- イ 用紙縦置き、横書きで記載し、文字の大きさは原則として11ポイント以上とすること。
- ウ 企画書作成に際し、栗東市から事業者への資料の提供・貸し出しは行わないものとする。なお、栗東市の地理的条件、人口・交通事情その他社会的条件、第4期栗東市地域福祉計画等の資料などについては、栗東市ホームページに掲載しているため、必要に応じて参照すること。
- エ 本要領及び仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。なお、最低限記載すべき項目及び記載順は、次の通りとする。

項番	項目	記載内容
1	実施方針	・本業務に対する姿勢や実施方針
2	業務スケジュール	・業務実施スケジュール及び作業工程 ・事業者及び職員の業務分担
3	アンケート調査	・アンケート調査にかかる作業内容等
4	計画策定	・第5期栗東市地域福祉計画策定にかかる作業内容や検討方法等
5	地域福祉計画委員会運営支援	・栗東市地域福祉計画委員会の運営支援にかかる作業内容等

③ 業務体制書は、次の事項に留意し作成すること。

- ア A4判、両面印刷、左綴じで作成し、用紙縦置き、横書きで記載し、文字の大きさは原則として11ポイント以上とすること。
- イ 委託契約締結後に業務責任者及び業務担当者になる予定の者について、それぞれ以下の事項を記載すること。なお、業務担当者については、3名以上の記載は要さないものとする。

項番	項目	記載内容
1	氏名	
2	実務経験年数	現在及び過去に所属した事業所で本業務に類似した業務に業務責任者、業務担当者として従事した年数がそれぞれわかるように記載すること。
3	過去に従事した類似する業務	過去に従事した類似する業務について、業務名、業務完了日、立場（業務責任者または業務担当者）を記載すること。なお、記載できる業務の件数は業務責任者、業務担当者のいずれも過去に所属していた事業所における実績も含めて、10件を限度とする。
4	現在、従事している業務	提案書・企画書などの提出日現在、従事しているすべての業務について、業務名、業務完了日、

		立場（業務責任者または業務担当者）を記載すること。
--	--	---------------------------

④ 見積書は、次の事項に留意し作成すること。

ア 委託業務全体の金額及びアンケート調査業務、計画策定業務ごとの金額を明記し、見積金額は消費税及び地方消費税を含むものとして記載すること。

イ 見積金額は算用数字で表現し、先頭に「¥」の記号を付記すること。

ウ 見積書には、業務内容及び人件費・諸経費などの積算内訳がわかる内訳書（任意様式）を添付すること。（見積書と内訳書が一体化したもので可）

⑤ 参考書類は、事業所の設立年月日、資本金、従業員数などが記載された「会社概要」（日頃、営業活動などで使用している既成のパンフレットで可）を提出すること。なお、この書類については参考資料とし、評価や採点の対象とはしないものとする。

(3) 提出期限

令和8年7月22日（水）16時45分まで

(4) 提出先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 1階

栗東市健康福祉部社会福祉課

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

## 1.1 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された各種資料について、市職員で構成する本業務のプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）による審査を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーション審査にて行い、審査の詳細は、別紙「第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務プロポーザル審査要領」に定める通りとする。

(1) 一次審査の実施

提案事業者が4者以上の場合、書類審査のみで一次審査を行い、上位3者を選定する。一次審査の結果については、令和8年7月29日（水）を目途に、全ての提案事業者に文書（郵送及び電子メール）にて通知する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案内容について、プレゼンテーションによる審査を行う。審査の概要は次の通りとし、日時・場所等の詳細は、提案事業者（一次審査を実施する場合においては、一次審査により選定された事業者）に対し別途通知する。

① 開催日

令和8年8月5日（水）

② 開催場所

栗東市危機管理センター2階 防災研修室

③ プレゼンテーション及び質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容のプレゼンテーションを行うこと。その後、15分程度の質疑応答を行う。なお、プレゼンテーション及び質疑応答の所要時間は準備時間を含めて60分以内とすること。

④ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は1者につき3名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、原則本業務の窓口となる担当者が行うこと。

⑤ 備品

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、参加事業者が用意すること。ただし、投影用のスクリーンは市で用意可能であるため、使用する場合は企画提案書等提出時に申し出ること。

⑥ 資料

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

⑦ 業務関係者の参加

プレゼンテーション審査には、審査委員以外の本業務関係者も参加する場合がある。ただし、業務関係者は提案内容の説明及び質疑応答にのみ参加し、審査は審査委員会にて行うものとする。

## 1.2 審査結果

審査結果については、令和8年8月中旬に、全ての提案事業者（一次審査を実施した場合においては、プレゼンテーション審査の参加事業者）に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

## 1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、一者につき一案のみとする。

## 1.4 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報について

は、決定後の開示とする。

## 1.5 その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。

なお、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを停止、中止又は取り消す場合においても、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

### (3) 参加の辞退

参加意思表明書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、担当課宛てに、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。辞退届の提出期限は、企画提案書の提出期限まで（郵送の場合は必着）とし、辞退届が受理された後は、その撤回をすることはできない。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成及び記載上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑥ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑦ 見積書の金額が「3 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (6) 異議申立の可否

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 1.6 問合せ先

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市健康福祉部社会福祉課 担当：高田、浅見、飯田

電話番号：077-551-0118

メールアドレス：shakai@city.ritto.lg.jp